

令和7年度からの**多子世帯の学生等に対する大学等の授業料・入学金の無償化(所得制限なし)**について

- 本制度の支援を受けるためには**日本学生支援機構 給付奨学金**の申込が必要^(注1)です。
- 希望する場合は、新入生オリエンテーション資料（共通教育）の「**奨学金を希望するみなさんへ**」を確認の上、手続きしてください。

制度の詳細については
日本学生支援機構及び文部科学省HPをご確認ください。



日本学生支援機構HP



文部科学省HP

^(注1)令和6年度に給付奨学金の予約採用に申込み不採用となった多子世帯の学生は、令和7年度の在学採用で改めて給付奨学金に申込みすることで、本制度の支援を受けられる可能性があります。

^(注2)今回の新入生が令和7年度春の在学採用で申込み場合、令和5年12月31日時点で生計維持者の住民税情報において扶養親族となっている子どもの数が3人以上の世帯

◆ 子ども3人以上の世帯が対象^(注2)



- 3人同時に扶養（親族から経済的援助を受けること）されている間は、**第1子から支援対象**となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。